

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ①

天白区版

給付

休業手当を受けることができない方へ

新型コロナウイルス感染症
対応休業支援金・給付金

事業主の指示により休業した中小企業主の労働者で、その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方へ給付金を支給

厚生労働省新型コロナウイルス
感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター
TEL:0120-221-276

解雇等により
住宅を失った
(失う恐れのある)方へ

住居確保給付金

住宅を失っている方又は住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給

名古屋市仕事・暮らしサポートセン
ター-金山 TEL:052-684-8131

市営住宅の提供

解雇等により住宅の確保が困難となった方に対して、市営住宅を提供(有償)

名古屋市住宅供給公社管理課
TEL:052-523-3875

援助①

学校・保育所へ通う
子どもがいる方へ

就学援助

市立小中学校又は国立小中学校へ就学させるのにお困りの方に、給食費や学用品費などの費用を援助する制度

教育委員会事務局学事課
TEL:052-972-3217

名古屋市奨学金
(高等学校等給付型奨学金)

市内在住の高校生のうち、保護者等の年収見込額が市民税所得割非課税相当となる方に奨学金を給付(公立60,000円、私立72,000円)
・選考あり。在籍高校を通じて申請

教育委員会事務局学事課
TEL:052-972-3385

学校・保育所へ通う
子どもがいる方へ

市立高等学校入学料・
授業料免除

市立高等学校の入学料または授業料の免除

入学・在学する市立高等学校に
お問い合わせ下さい。

利用者負担額(保育料)の日
割り計算による減額

保育所等の利用を自粛した保護者に対し保育料の日割り計算による減額を実施
(対象期間:4月~5月)

子ども青少年局保育企画室
TEL:052-972-2528

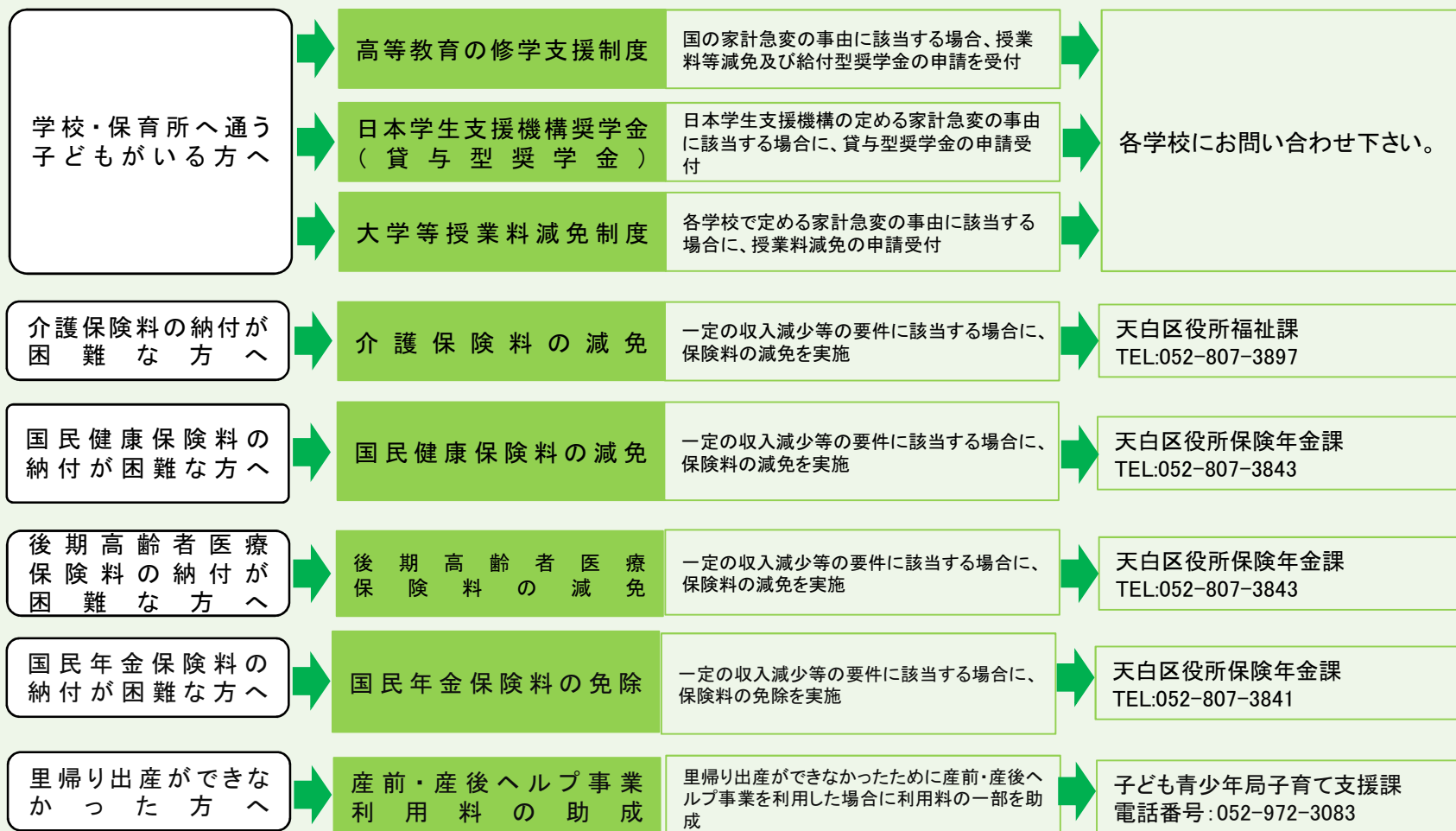
2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ②

天白区版

援助②



2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ③

天白区版

援助③

個人市民税の
納付が困難な方へ

個人市民税の減免
(第2期(8月)分以降新たに
課税となった方については、
最初の納期限まで
※当日消印有効)

所得の大幅な減少が見込まれる方などに対する
個人市民税の減免の実施

金山市税事務所
TEL:052-324-9804

貸付

収入が大きく
減った方へ

緊急小口資金(特例貸付)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となっ
た世帯に対し、少額の費用を貸付する制度

総合支援資金(特例貸付)

失業等により日常生活全般に困難を抱える
方に対し、生活支援金を貸付する制度

天白区社会福祉協議会
TEL:052-809-5550

期間の延長等

税金の申告・納付が
困難な方へ

個人市民税・県民税の
申告期限の延長

申告期限を4月15日まで延長

金山市税事務所
TEL:052-324-9804

納税の猶予制度

給与が大幅に減少した等の事情により市税
の納付が困難となった方に対する納税の猶
予

野並出張所 TEL:052-899-3451
(軽自動車税については金山市税事務所
TEL:052-324-9803)

公共料金の支払いが
困難な方へ

上下水道料金の
支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な世帯等
に対する支払猶予(検針日から最長で6箇月後
の月末まで(令和2年7月検針分から令和3年
3月検針分までが対象))

上下水道局天白サービスステーション
TEL:052-802-7361

住民票、戸籍、
マイナンバーに関する
手続きをしたい方へ

住民基本台帳(住民票)の
届出期間の延長

転入・転居・世帯変更等の住民票の異動手
続きについて、異動した日から14日を経過し
た後でも手続きできるよう届出期間を延長

マイナンバーカード
交付期間の延長

マイナンバーカードの受取について、当分の
間、交付通知書に記載された期限を経過し
た後でも受取できるよう受取期間を延長

天白区役所市民課
TEL:052-807-3835

電子証明書の更新手続き

電子証明書の更新手続きについて、電子証
明書の有効期限経過後も更新手続きが可能

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ④

天白区版

請求
郵送

住民票、戸籍、
マイナンバーに関する
手続きをしたい方へ

郵 送 に よ る
転 出

転出届は、郵送によることが可能

天白区役所市民課
TEL:052-807-3835

住民票・戸籍などの証明書
の 郵 送 請 求

住民票・戸籍などの証明書の請求は、郵送に
よる請求が可能

証明書交付センター
TEL:052-683-9532

免除
手数料

融 資 や 貸 付 等 の
手 続 き の た め に
証 明 書 が 必 要 な 方 へ

住民票・戸籍などの証明書
の 交 付 手 数 料 の 免 除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な
住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を
免除

天白区役所市民課
TEL:052-807-3835

所得証明・納税証明などの
市 税 に 関 する 証 明 書 の
交 付 手 数 料 の 免 除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な
市税に関する証明書の交付手数料を免除

金山市税事務所
TEL:052-324-9800

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ①

天白区版

相談

経営等について
ご相談したい方へ

経営相談

中小企業診断士などの資格を持つマネージャーが、創業、経営など経営について無料の窓口相談を実施(要予約)

名古屋市新事業支援センター
TEL:052-735-0808

金融相談窓口

資金繰り・融資などに関して、専門の相談員が相談を受付

経済局中小企業振興課
TEL:052-735-2000

給付①

従業員に子どもが
いる方へ

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日当たり8,330円(令和2年4月1日以降に取得した休暇は15,000円)を上限に賃金相当額を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

フリーランスで子どもが
いる方へ

小学校休業等対応支援金

小学校等が休校で休業したフリーランスの方に1日当たり4,100円(令和2年4月1日以降は、7,500円)(定額)を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

従業員へ休んで
いただく方へ

雇用調整助成金
(コロナ特例)

事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
TEL:0120-60-3999(厚生労働省)

留守家庭児童
育成会の方へ

新型コロナウイルス感染症
対策利用料減免助成

本市からの要請に基づき利用を自粛した保護者の利用料を減免した場合、1日当たり日割り計算による利用料を上限に利用料の減免額分を助成

子ども青少年局放課後事業推進室
TEL:052-972-3092

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ②

天白区版

給付②

愛知県の営業時間短縮の要請にご協力いただいた方へ

愛知県感染防止対策協力金
(12月18日から
1月11日実施分)

愛知県の要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者の方へ協力金を交付
対象地域: 愛知県全域
要請期間: 12月18日から1月11日
交付金額: 1店舗あたり1日4万円(最大25日・100万円)
申請期限: 令和3年2月19日(消印有効)

愛知県感染防止対策協力金
(1月12日から
2月7日実施分)

愛知県の要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者の方へ協力金を交付
対象地域: 愛知県全域
要請期間: ①1月12日から1月17日
②1月18日から2月7日
交付金額: ①1施設1日あたり4万円
②1施設1日あたり6万円
申請期限: 令和3年3月12日(消印有効)

愛知県から営業時間短縮の要請をされていないが、緊急事態宣言の影響により売上が減少した方へ

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

令和3年1月発令の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に一時支援金を給付
給付額: 売上減少に応じ決定(中小法人等: 上限60万円、個人事業者等: 上限30万円)
売上減少対象期間: 1月~3月
申請期限: 令和3年5月31日

協力金コールセンター
TEL:052-228-7310

※営業時間短縮、「安全・安心宣言施設」PRステッカー等については、県民相談窓口(コールセンター)へお問い合わせください。
TEL:052-954-7453

一時支援金相談窓口
TEL:0120-211-240
(中小企業庁)

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ③

天白区版

融資①

資金繰りのため融資を受けたい方へ

セーフティネット保証
4号・5号／危機関連保証

売上高が減少している中小企業者が、資金繰り支援を受けるため、対象中小企業者であることの認定の受付

経営安定資金
(環境適応資金)

経営環境が急激に悪化している中小企業者の資金繰りを支援するため、融資制度の拡充

融資制度にかかる
保証料免除

新型コロナウイルス感染症対策の4メニュー(限度額8,000万または1億円)を利用する方に対し、概ね3年間分の信用保証料を免除)
※ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金と併用可能

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金

実質無利子・無担保・保証料減免・据置最大5年かつ長期借入を低金利とした融資制度(限度額6,000万円) ※融資制度にかかる保証料免除と併用可能

経済局中小企業振興課
TEL:052-735-2100

資金繰りのため融資を受けたい方へ

新型コロナウイルス感染症
特別貸付

貸付上限:直接貸付6億円(別枠)(中小企業事業)8千万円(別枠)(国民事業)
貸付期間:運転15年以内、設備20年以内(うち据置期間5年以内)
前年もしくは前々年同期比で売上が5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付

貸付上限:衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)
貸付期間:運転7年以内(うち据置期間2年以内)
前年もしくは前々年同期比で売上が10%以上減少

日本政策金融公庫
TEL:0120-154-505(平日)
土日・祝日は以下のとおり
0120-112476(国民)
0120-327790(中小)

資金繰りのため融資を受けたい方へ

商工中金・危機対応融資

貸付上限:6億円
貸付期間:運転15年以内、設備20年以内(うち据置期間5年以内)
前年もしくは前々年同期比で売上が5%以上減少

商工組合中央金庫
TEL:0120-542-711

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ④

天白区版

融資②

資金繰りのため融資を受けたい方へ

新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金

資金繰りが悪化している第二次救急医療を担う病院等を運営する医療法人(従業員301人以上)に対する無利子・無担保の融資
償還期間:10年以内(うち据置期間3年以内)
貸付上限:5億円(本市2.5億、県2.5億)

健康福祉局保健医療課
TEL:052-972-2623

期間の延長等

税金の申告・納付が困難な方へ

個人市民税・県民税の申告期限の延長

申告期限を4月15日まで延長

金山市税事務所
TEL:052-324-9804

法人市民税及び事業所税の申告納付期限の延長

決算作業が間に合わず、期限までに申告納付が困難な場合等に、申告納付期限を延長

法人市民税:金山市税事務所 TEL:052-324-9806
事業所税:栄市税事務所 TEL:052-959-3306

納税の猶予制度

事業継続が困難となった等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

野並出張所 TEL:052-899-3451
(軽自動車税については金山市税事務所 TEL:052-324-9803)

公共料金の支払いが困難な方へ

上下水道料金の支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な事業者等に対する支払猶予(検針日から最長で6箇月後の月末まで(令和2年7月検針分から令和3年3月検針分までが対象))

上下水道局天白サービスステーション
TEL:052-802-7361

支援①

宿泊施設受入環境の支援を受けたい方へ

宿泊施設における受入環境の支援

旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等のインバウンド受入環境整備の取り組みを支援

観光庁観光産業課
TEL:03-5253-8330

介護サービス事業所等を運営されている方へ

介護サービス継続支援

介護サービス事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助

健康福祉局介護保険課
(ウェブサイト「NAGOYAかいごネット」事業者向けページの新着情報をご覧ください。)

高齢者施設等における検査費用補助

新型コロナウイルス感染者が発生した高齢者施設等において、行政検査とならず任意検査(自由診療)を行った場合の費用について補助

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ⑤

天白区版

支援②

障害福祉サービス事業所等を運営されている方へ

障害福祉サービス継続支援

障害福祉サービス事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助

障害者施設等における検査費用補助

新型コロナウイルス感染者が発生した障害者施設等において、行政検査とらず任意検査(自由診療)を行った場合の費用について補助

健康福祉局障害者支援課
(ウェブサイト「ウェルネットなごや」事業者向けページの新着情報をご覧ください。)

障害児通所支援事業所等を運営されている方へ

障害児通所支援等サービス継続支援

障害通所支援事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助

障害児通所支援事業所等における検査費用補助

新型コロナウイルス感染者が発生した障害児通所支援事業所等において、行政検査とらず任意検査(自由診療)を行った場合の費用について補助

子ども青少年局子ども福祉課
(ウェブサイト「ウェルネットなごや」事業者向けページの新着情報をご覧ください。)

子ども青少年局子ども福祉課
(ウェブサイト「ウェルネットなごや」事業者向けページの新着情報をご覧ください。)

事業収入が3割以上減少した方へ

固定資産税・都市計画税(家屋・償却資産)の軽減(申告期限:令和3年2月1日)
※「やむを得ない理由」がある場合は、申告期限後も申告を受付

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期間と比べて、3割以上減少した中小事業者等の令和3年度の税負担を軽減

金山市税事務所
TEL:052-324-9809

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ⑥

天白区版

支援③

先端設備の導入を検討している方へ

固定資産税
(家屋・償却資産)の軽減

中小事業者等の先端設備投資に対して固定資産税を最大3年間ゼロとする特例措置の対象資産に事業用家屋と構築物を追加、適用期限を2年延長予定

金山市税事務所
TEL:052-324-9809

公開空地等の再整備等による居心地が良く歩きたくなる空間づくりを検討している方へ

公開空地等環境整備助成金

公開空地等の所有者・管理者等に対して、公開空地等の滞在快適性を向上させるための再整備・物品調達に要した経費を助成(一建築敷地あたり上限50万円)

住宅都市局都心まちづくり課
電話番号:052-972-2758

契約

本市の事業を受注している方へ

工事及び工事に関連する業務の一時中止措置等

工事及び工事に関連する業務の一時中止等の申出があった場合、必要に応じて一時中止等の措置を実施

各発注担当課へお問い合わせ下さい。

契約における納期等の変更の対応について

納期等の見直しの申出があった場合、必要に応じて、納期の見直し等の措置を実施

手数料免除

融資や貸付等の手続きのために証明書が必要な方へ

住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除

天白区役所市民課
TEL:052-807-3835

所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除

金山市税事務所
TEL:052-324-9800

2021年3月17日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

天白区版

その他窓口等

寄附

新型コロナウイルス感染症対策への寄附をお考えの方へ

ナゴヤ新型コロナ対策でらハートフル基金

新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附を募集

財政局資金課
TEL:052-972-2308

窓口

外国人の方へ
(がいこくじんのかたへ)

外国人市民への多言語情報発信、相談窓口
(がいこくじんのかたへの
そうだんまどぐち)

名古屋国際センターにおいて、外国人相談窓口を運営し、必要に応じて適切な専門機関を紹介。併せて、ウェブサイト、フェイスブックにて、9言語(日、英、ポ、ス、中、ハ、フィ、ベ、ネ)及び「やさしい日本語」による情報提供を実施。また、区役所・支所とセンターをつなぐタブレット端末によるテレビ電話やトリオホン(三者通話)による通訳を実施

名古屋国際センター
(なごやこくさいせんたー)
TEL:052-581-0100

不安や疲れを感じている方へ

名古屋市新型コロナウイルス
こころのケア相談

不安や緊張が強い、イライラする、眠れない、同じことを繰り返し考えるなど、メンタルヘルスの不調を感じている方を対象に電話相談を実施※時間帯により電話番号が異なります

専用ダイヤル
TEL:052-483-2185
(平日の午前8:45~正午、午後1:00~5:00)
TEL:052-212-9780
(平日の午後5:00~10:00)

人権問題で困っている方へ

ソレイユプラザなごや
人権相談

ソレイユプラザなごやにおいて、人権相談窓口を運営し、相談内容に応じて必要な情報を提供するほか、適切な専門相談機関等を案内

電話番号:052-684-7017
(火曜日(祝休日の翌日を除く)から
日曜日の午前9時から午後5時)

還付等

市の施設使用の
取り止め等を行った方へ

施設使用料等の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、施設使用の取り止め・延期を行った場合の施設使用料等の還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

市の施設を借り受けて
事業を行っている方へ

使用料・貸付料の
支払の猶予
休館期間中の
使用料・貸付料の
減免・還付

使用料・貸付料の支払が困難である場合、その支払を猶予

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設については、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

受講予定の講座が
中止になった方へ

講座受講料の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、各講座担当課が講座を中止した場合の受講料の還付

各講座担当課にお問い合わせ下さい。

2021年3月17日現在